

特集 改正NPO法と、総会に向けて押さえておきたいポイント

昨年9月（連152号）の本欄でも取り上げましたが、改めて改正NPO法の要点をお伝えします。

また、総会の多いこの時期に押さえておきたいポイントをいくつかご紹介します。

2017.4.28 開催「改正NPO法と総会シーズン直前対策3時間集中セミナー」より抜粋

改正NPO法による主な変更点

- ①NPO法人設立や定款変更の際の縦覧期間（一般に公開される期間）が2ヶ月→1ヶ月に短縮。
- ②毎年登記が必要だった「資産の総額」が登記事項から削除（施行後2年先）。それに替えて貸借対照表の公告が義務化。定款で公告方法を「官報」としている場合は、以下のような但し書きの追記をお勧めします。来年度が移行年度ですので、今後1年半の間に定款の変更（総会議決事項）が必要です。
＊記載例 「ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、○○に掲載して行なう。」
- ③仮認定の名称が「特例認定」に変更。
- ④認証と認定の年度報告書類の備え置き期間が3年→5年に延長。

総会に向けて押さえておきたいポイント

定款は、自分たちで作った組織の決まりで、すべての活動はこのルールの下に行われることになります。今一度、定款をしっかり読み込みましょう。

◆理事会・総会は定款に沿って開催されていますか？（招集・表決方法、定足数、権限など）

◆再確認！ 「書面表決」と「委任」の違い

	書面表決	委任 * 委任状は保管した方がBetter
定足数等への参入	OK	OK
賛否を判断する人	正会員本人（自分で判断し書面等で送付）。	委任を受けた個人（他の正会員に判断を任せる）。よって、1人が複数人の委任を受けることもある。白紙委任（誰かを指定していない）はX。
議案の事前送付	必要	不要
意思表示の方法	書面表決状や議決権行使書	委任状

◆東京都では「ファクシミリ」は「書面・電磁的方法」とは解釈されません。

◆「事業報告書等」は重要です。

NPO法人は、事業年度終了後3ヶ月以内に以下の書類を作成し、事務所に備え置き＆所轄庁へ提出する義務があります。提出しないと、罰則+3年間で認証取り消しの対象になります。

- ①事業報告書 ②活動計算書（計算書類の注記含む） ③貸借対照表 ④財産目録
- ⑤年間役員名簿 ⑥社員10名以上の名簿

◆紛らわしい「事業の種類を定めた条項」の「その他」。特定非営利事業とそれ以外の事業とをしっかりと区分しましょう。

	その他目的を達成するために必要な事業	その他の事業
意味	試験的に行なう事業や今年度だけ単発に行なう事業、緊急対応事業など【特定非営利活動事業】	特定非営利事業の資金稼ぎのための事業や相互扶助的な事業
制限 ・ 注意	いつまでもこの項目で実施するのは不適。 原則として、2年以上継続する場合は定款への追加や他項目での読み込みが必要。	「支障がない限り」実施。特非事業>その他事業。認定では全体20%以下。利益は全額特非事業へ。2年連続赤字はX（都）。

◆ややこしい役員変更手続きもお忘れなく！

- ・「年間役員名簿」をチェック！ 前年度1日でも役員だった理事・監事は全て記載します。
- ・氏名・住所・就任期間・(NPO法上の)役員報酬を受けていた期間をチェック！
＊作業や労働の対価として受けた給与は、法でいう「役員報酬」ではありません。
- ・新任・再任・退任等の手続きは別途「役員変更届」が必要です。

（文責：田原）

